

質問に対する回答書

No.	質問	回答
1	メンテナンス業務に関しては別企業へ委託しますか。	植栽管理などの公園維持業務の多くは別企業へ委託します。ただし、一部横浜市職員が直接メンテナンス業務を行う場合もあります。
2	事故が起こり、別企業に賠償責任がある場合は別企業で加入している賠償保険を使用しますか。	別企業に賠償責任がある場合は、相手方が加入している賠償保険を使用します。
3	メンテナンス業務の結果、生じた事故に関しては生産物賠償での補償となるため施設賠償のみの場合補償対象外となりますが、その認識でよろしいでしょうか。	その認識で問題ありません。
4	対人対物の補償額の設定ですが、保険期間中の限度額の設定は不要でしょうか。	「9 補償の内容」の(1)に記載している補償額が保険期間中の限度額となります。
5	「9 補償の内容」の(2)に記載のある「上記(1)以外については、自賠責保険に準じた取り扱いとなります」とありますが、どういった意味でしょうか。	基本的な事務手続き等について自賠責保険に準じた取り扱いを想定しているという意味で記載しています。
6	「9 補償の内容」の(7)に訴訟費用や弁護士費用についての記載がありますが、これは相手からの訴訟だけでなく、横浜市から訴訟した場合の費用も想定していますでしょうか。	本市が法律上の損害賠償責任を負った場合の案件について横浜市側から訴訟を行うことは想定していませんが、横浜市から訴訟した場合の費用は当該保険の対象には含みません。
7	「過去の保険金支払状況」に保険金支払額の記載がありますが、仕様書作成後に保険金の支払いが決まった案件等があればご教示ください。	仕様書作成後に保険金の支払いが決定した案件は以下のとおりです。 【令和4年度発生の事故案件】 1件：2,315,411円 (相手方と賠償金について書類を取り交わしている段階のため、後日支払処理を行う案件) 【令和5年度発生の事故案件】 2件：3,684,736円 (1件は支払処理まで完了、もう1件は支払処理中の案件)

<p>8</p>	<p>過去 10 年における 1 件あたりの保険金支払額上位 5 つの事故について、その事故内容と再発防止策を、できるだけ具体的にご教示ください。</p>	<p>【仕様書内の「過去の保険金支払状況（公園及び市民の森等）」の期間における支払額上位 5 つ】</p> <p>(1) 3,065,159 円 公園内の切り株につまづき転倒し、右腕を負傷</p> <p>(2) 2,867,367 円 落枝により、屋根・柵・シャッターケースを破損</p> <p>(3) 2,785,399 円 倒木により、倉庫の屋根と隣家の雨どいを破損</p> <p>(4) 2,736,014 円 落枝により、屋根と窓ガラスを破損</p> <p>(5) 1,667,860 円 樹木の根の転落により、車両 2 台を破損</p> <p>【実施した再発防止策】 各公園管理者に事例を周知するとともに、職員研修（詳細は仕様書内の「公園を管理する職員を対象に行った研修」を参照）を実施しています。</p>
<p>9</p>	<p>発生した事故を類型化した際、件数としてどのような事故が多いのか。件数上位 5 つについて、その件数と再発防止策をご教示ください。なお、再発防止策については、できるだけ具体的に言及ください。</p>	<p>【過去 10 年における事故の類型の上位 5 つ】</p> <p>(1) 倒木 36 件 (2) 落枝 26 件 (3) 根の越境 9 件 (4) 枝の越境 5 件 (5) 職員作業中の事故 5 件 (6) 管理施設の不備 5 件</p> <p>【実施した再発防止策】 各公園管理者に事例を周知するとともに、職員研修（詳細は仕様書内の「公園を管理する職員を対象に行った研修」を参照）を実施しています。</p>